

平成 30 年 3 月 9 日

建築基本法制定にむけた勉強会のとりまとめ

建築基本法制定に向けた 3 回の勉強会を踏まえ、以下の意見において一致を見ましたので、今後、これらの内容を踏まえた、建築とまちなみ形成の理念をうたう建築基本法の制定を期するものです。

1. 建築物の質的向上は、国民の健康で文化的生活にとって不可欠であり、そのための理念を法において明示することが必要である。
2. 景観まちなみに、建築物の果たす役割は大きく、地域文化の尊重と地域住民の民意の反映がまちなみの質に大きく影響することから、その理念を法にうたうことが、景観緑三法の実効性をあげるためにも必要である。
3. 建築物は、社会資産としての意味を有することに鑑み、私有財産であっても、その理念を満足すべく、建築主責任を有することを法にうたうことにより、それを国民共通認識とすることが必要である。
4. 建築に関わる専門家は、その理念の実現と質の向上への不断の努力を傾注することを前提として、社会に対して責任ある判断をとるべきことを法にうたうことが必要である。

以上

建築基本法制定にむけた勉強会 参加議員一同

事務局：衆議院議員 宮路拓馬